

人口減少が続いています。昭和35年の15,964人をピークに現在は8,000人を割る状況が続く中、昨年3月に策定した町総合計画後期基本計画で「夢のあるまちづくり優先プロジェクト」の一つに「交流・定住人口の拡大で活力のあるまちづくり」を掲げました。

本紙では新たに始まる交流・定住対策の概要をお知らせします。

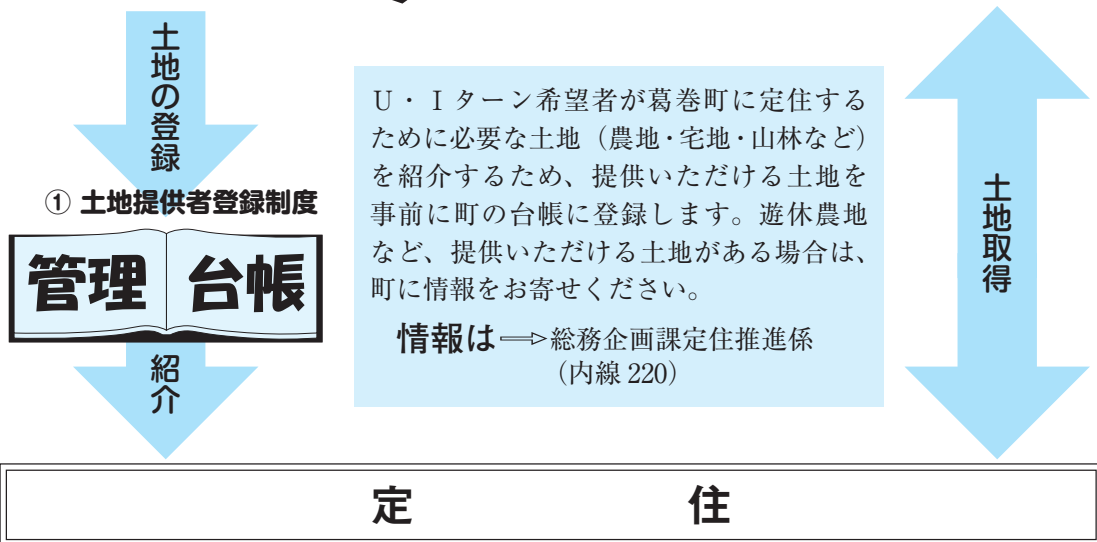


昨年4月に町に移り住み、古い民家で葛巻ライフを満喫する北九州出身の関川桂太郎さん一家

葛巻に来てくださったわーい！
そして住んでくださったわーい

提供できる農地など 町に登録してください

農家の皆さん



U・Iターン希望者が葛巻町に定住するために必要な土地（農地・宅地・山林など）を紹介するため、提供いただける土地を事前に町の台帳に登録します。遊休農地など、提供いただける土地がある場合は、町に情報をお寄せください。

情報は → 総務企画課定住推進係
(内線 220)

定 住

- ② 土地取得助成事業
- ③ 若者定住奨励事業

定住者に一定の要件で助成

	土地取得助成事業	若者定住奨励事業
内 容	定住者の土地取得に奨励金を支給する	親が45歳未満で、町内に定住した家族に奨励金を支給する
助成基準	<ul style="list-style-type: none"> 定住する目的で土地を取得すること 取得後3年以内に住宅建築を着工し、着工後1年以内に工事完了を確約した人 土地取得面積が1,000㎡以上であること 申請者の年齢が、奨励金の支給年度に満65歳未満であること 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金交付申請時点で、事業所などに就職または、農業に従事するなど定職に就いて生計を維持していること 奨励金支給年度に、親のどちらかが45歳未満であること
奨励金の額	定住一世帯 30万円	<ul style="list-style-type: none"> 定住一世帯 15万円（中学生以下の子ども一人につき50,000円加算） 単身世帯 50,000円
適用期日	平成21年4月1日～	平成20年4月1日以降の転入者から

●土地の登録をお願いします
町内ではこれまでに、町森林組合が「緑の雇用制度」を活用して県内外から林業従事希望者を受け入れ、雇用の場を提供するなどしています。二十一世紀に最も大事だと思われる食糧、環境、エネルギーの三つの問題を完璧にクリアできるのは私たちの住む山村です。そして、それらがすべてそろっているのが私たちの住む葛巻なのです。山村の魅力と役割を理解してくれる人呼び込めで、町の定住人口を増やすために、さあ、皆さん、まずは遊休農地をはじめ耕作していない農地など、提供してもよい土地の登録をお願いします。

都会に住む皆さん、山村のモデルを目指す葛巻に、「いらっしやい！」そして「住んでください」。お待ちしています。

想定した「若者定住奨励事業」も始まります。これは、四十五歳未満の定住世帯に対して十五万円の奨励金を支給し、さらに中学生以下の子どもがいる場合は、子ども一人について五万円を加算します。

●土地取得に30万円助成
町は、都会暮らしの長い団塊世代の方々に、本町に家を建てて住んでもらい、野菜作りなど自然を相手に生活体験を楽しんでもらう、田舎暮らしを満喫する場を、提供する定住対策を進めています。

今年度新たに進める対策の一つは、「土地提供者登録制度」です。定住を希望する人に提供できる遊休農地などを各農家が事前に町に申し出、町は管理台帳に登録したこの土地を定住者に紹介し、定住者は、気に入った土地を住宅の用地や農地として農家などから取得して利用する仕組みです。

対策の二つめは、定住者への「土地取得助成」です。町出身者が本町に定住するために、三年以内に住宅を建てることを条件に、土地提供者登録制度により町に登録された土地一、〇〇〇㎡（一反歩）以上取得した定住者に対し三十万円を助成するものです。

また、若者世代、特に子ども連れ家族の受け入れを促進することを

求む！農地と葛巻に住みたい人